

クラシノコアゲ応援団！RENGOキャンペーン 第4弾 Action!36

2019年4月1日から働き方改革関連法として改正労働基準法が施行されます。

1・罰則付きの時間外労働の上限規制(中小企業は2020年4月より)

2・年次有給休暇の取得

3・すべての労働者を対象とした労働時間の客観的把握の義務化

大きな3つのポイントを地場中小企業で働く労働者や経営者に幅広く理解を得ることを目的とし、「街頭宣伝行動」と「ティッシュ配布行動」を実施いたしました。

2月21日は「道の駅久慈・土風館」付近にて、久慈市議会議員の豊巻直子氏から街頭演説をいただき、地協構成組織の仲間からチラシ入りのティッシュ配布行動を実施。

3月3日には二戸駅へ隣接している「なにゃーと物産センター」入り口付近で「ティッシュ配布行動」を実施。

久慈市議会議員 豊巻直子氏



3月6日は「36協定の日」

法定で定められた労働時間の限度である1日8時間および週40時間、法定で定められた休日、毎週少なくとも週1回、これを超える場合には36協定の締結・届け出が必要です。臨時的な特別の事情があっても、上限規制があります。労使でしっかりと確認し、協定の締結をしましょう！



36協定を締結する労働者の代表は、パート・アルバイトを含む労働者の過半数を代表する者であり、投票・拳手等により選出された方です。管理監督者や使用者の意向により選ばれた方では認められません。皆さんの職場は大丈夫ですか？

困った時には、なんでも労働相談

0120-154-052

